

# 鳥取県立布勢総合運動公園減免基準

公益財団法人 鳥取県スポーツ協会

## 1 対象施設

鳥取県立布勢総合運動公園 有料公園施設

## 2 対象経費

施設利用料（原則施設利用料とし、設備利用料及び冷暖房利用料等を除く。）

## 3 減免対象

有料公園施設の利用に係る料金の減免を行う事項は、次のとおりとする。

減免内容（入場料を徴収しないものに限る。）	減免率
<p>(1) 公園又は緑地の健全な利用の増進を目的とするため利用するとき。</p> <p>① 県の都市公園の健全な利用の増進を目的として行う事業に協賛して行われるもの。 ただし、営利を目的としないものに限る。</p> <p>② 都市公園の健全な利用の増進を目的とすると認められる集会その他の催し。 ただし、営利を目的としないものに限る。</p> <p>③ 体育連盟（小・中・高）が行う講習会等（入場料を徴収しないもの） ただし、営利を目的としないものに限る。</p>	<p>10/10</p> <p>10/10</p> <p>全県の児童又は生徒 10/10 郡市単位以上の児童又は生徒 1/2</p>
<p>(2) 学校（大学を除く）、専修学校、保育所又は体育連盟（小・中・高）が行う学年単位以上の生徒等が参加する運動会、競技会等のスポーツ行事。 ただし、校長、保育所長等代表者が申込みをし、物品等の販売を主たる目的としないもの、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。 設備・冷暖房・夜間照明の利用により加算される利用料金、体育館を専用利用する場合に必要と認める照度以上の照明の利用により加算される利用料金についても減免対象とする。</p>	<p>10/10</p>
<p>(3) 下記に該当するものが利用するとき。ただし、物品等の販売を主たる目的としないもの、入場料又はこれに類するものを徴収しないものに限る。 また、免許証及び各種手帳等の確認ができない場合は、減免適用外とし、利用料金を徴収する。 なお、施設を専用利用する場合は、別表1（施設の利用制限）のとおり、場所及び時間の利用制限をおこなう。</p> <p>① 下記の者及び介護者（1人の介助では困難と認められたときは2人までの介助者を対象とする）</p> <p>ア 身体障害者手帳の交付を受けた者</p> <p>イ 療育手帳の交付を受けた者</p> <p>ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者</p> <p>エ 児童相談所長又は知的障害者更生相談所長が知的障害者（児）として証明した者及び知事が障害の状態に関する証明書の交付を受けた者</p> <p>オ 児童相談所長が、自閉症を主たる症状とする児童について、病院に収容することを要しないとして、証明書を交付した者</p> <p>カ 小学校長又は中学校長が、知的障害、病弱等に伴って情緒障害を有する児童又は生徒として認め、証明書を交付した者</p> <p>キ 障害福祉サービス受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき</p> <p>ク 特定医療費（指定難病）医療受給者証の交付を受けた者が一般利用するとき</p>	<p>個人で利用する場合 10/10</p> <p>団体等で利用する場合、利用者（大会等役員を除く）のうち1/2以上の障がい者、70歳以上の者、要介護者等が含まれる場合は10/10 1/2未満の場合1/2</p>

② 70 歳以上の者 ③ 介護保険法の要介護認定又は要支援認定を受けた者及びその介護者	
(4) 生徒等が主体となって専用利用するとき。ただし、県内生徒等の人数の割合が半数以上で、利用日から 6 日前までの間に申込みされたものに限るとともに、土日・祝日の利用を除く。 また、身分証明書(生徒証明書等)の確認ができない場合は減免適用外とし、利用料金を徴収する。幼児及び児童は身分証明書を提出する必要はなく、その確認は省略する。 なお、施設を専用利用する場合は、別表 1 (施設の利用制限) のとおり、場所及び時間の利用制限をおこなう。	10/10
(5) 県が主催又は共催する集会その他の催しの場合であって、その都度県が減免要請するもの。ただし、鳥取県が主催する県民スポーツレクリエーション祭で利用するときは、本大会の実施にかかるものであり、かつ実施競技団体長名で申請があった者については県の要請を必要としないものとする。	10/10
(6) ネーミングライツ・スポンサー企業が各施設を利用するとき。 ただし、1 年間に各施設 1 日 1 回限りとする。	10/10
(7) とっとり県民の日 (9 月 12 日) 並びに 9 月の第 2 土曜日及びその翌日において、下記の施設を利用するとき。ただし、専用利用を行う場合 (テニス場は多数のコートを使用する場合は、とっとり県民の日にふさわしい行事を行う場合) に限る。 ■対象となる施設 陸上競技場、野球場、補助競技場、球技場、テニス場、多目的広場、県民体育館	10/10
(8) みどりの日前後の 5 月 3・4・5 日、都市緑化月間の 10 月第 3 週の月曜日から金曜日の 5 日間を大会等以外で利用するとき。	10/10
(9) 国体強化指定選手が一般利用で利用するとき。 ただし、各競技団体が選手名簿を提出した場合に限る。 ■対象となる施設 陸上競技場 (グラウンド、屋内練習場、雨天練習場、トレーニングルーム) 県民体育館 (トレーニングルーム、メインアリーナ)	10/10
(10) 鳥取県在住のオリンピック・パラリンピックの強化指定選手が一般利用で利用するとき。 ■対象となる施設 陸上競技場 (グラウンド、屋内練習場、雨天練習場、トレーニングルーム) 鳥取県民体育館 (トレーニングルーム、メインアリーナ)	10/10
(11) 下記に該当するものが一般利用で利用するとき。 ただし、身分証明書(学生証・生徒証明書等)の確認ができない場合は減免適用外とし、利用料金を徴収する。幼児及び児童は身分証明書を提出する必要はなく、その確認は省略する。 ① 鳥取県内の学生 ■対象となる施設 陸上競技場 (トレーニングルーム)、県民体育館 (トレーニングルーム)  ② 鳥取県内の幼児、児童又は中学校若しくは高等学校等の生徒 ■対象となる施設 陸上競技場 (グラウンド、屋内練習場、雨天練習場、トレーニングルーム) 鳥取県民体育館 (トレーニングルーム、メインアリーナ)	陸上競技場 (トレーニングルーム) 1/2 県民体育館 (トレーニングルーム) 別表 2 のとおり  10/10
(12) 青少年等の健全育成に寄与する目的として行う催しで、指定管理者が特に必要と認めるもの。(鳥取県体育協会が主催する事業)	10/10

別表1 (施設の利用制限)

鳥取県立布勢総合運動公園減免基準(3)及び(4)で専用利用する場合の利用制限

施設名	面数	時間(1日)
陸上競技場(屋内、雨天練習場)	全面	3時間まで
補助競技場	全面	3時間まで
球技場	全面	3時間まで
多目的広場	全面	3時間まで
野球場(屋内ピッチング場)	全面	3時間まで
メインアリーナ	最大1/2面	3時間まで
サブアリーナ	全面	3時間まで
テニス場	最大3面	3時間まで

別表2 県民体育館

利用区分		単位	減免後の金額
トレーニング グループ	1回券	1人1回につき	100円
		1人1回につき(シャワー代込)	150円
	回数券	回数券1枚	1,000円
		回数券1枚(シャワー代込)	1,500円
	1月利用券	1人につき	950円
		1人につき(シャワー代込)	1,400円